



「ダイヤモンド」普及活動に関する協定書

公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団（以下「甲」という）とダイヤモンドひばり会（以下「乙」という）とは、甲が開発した高齢者向けのエアロビックプログラム「ダイヤモンド」の普及活動に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（ダイヤモンドひばり会）

乙は、甲から独立した組織として自主自立の運営を行うものとする。

第2条（相互協力）

甲および乙は、互いに連携、協力して「ダイヤモンド」の普及に努めるものとする。

2. 甲は、乙の円滑な運営のために、乙の自主性を損なわない範囲で乙を支援する。
3. 乙は、甲から甲が行うダイヤモンドに関わる事業への協力を要請された場合には、可能な限り要請に応えるものとする。
4. 乙が、前項の要請に応じて甲の行う事業の一部あるいは全てを行う場合には、業務委託契約書を締結した上で行うものとする。

第3条（インストラクター）

甲は、「ダイヤモンド」の普及を担うダイヤモンド・インストラクター（以下「インストラクター」という）を育成するための「養成講座」を運営し、基本知識およびスキルを習得した者をインストラクターに認定する。なお、「養成講座」に係る費用については、原則としてその実費を受講者が負担するものとする。

2. インストラクターの認定を受けた者は、原則として乙に加入するものとし、乙の会員に限り一般の高齢者が参加するダイヤモンド教室（以下「教室」）の運営およびサポートを行うことができるものとする。
3. インストラクターは、甲あるいは乙が運営する研修会等への参加を通して安全で楽しい普及活動を運営するためのスキル向上に努める。

第4条（ダイヤモンドプログラム等の使用許可）

甲は、「ダイヤモンド」の普及に係る活動の範囲において、甲が所有権を有する以下各号を、乙およびその会員が無償で使用することを許可する。なお、

乙およびその会員以外の第三者が、甲の許可を得ることなく使用することを認めない。

(1) ダイヤビックプログラム（楽曲及び振り付け等）

(2) 「ダイヤビック」の名称およびそのロゴ

2. 乙およびその会員に限らず全ての者に対して、ダイヤビックプログラムを「ダイヤビック」以外の名称を用いて実施する事は認めない。

第5条（普及活動）

乙およびその会員は、「教室」の運営においては、以下各号に十分配慮すること。

(1) ダイヤビックの普及は、公益を目的としたものであり、教室運営に係る実費を大きく超える謝金等を受領しない

(2) 安全で楽しく行うことを基本とし、参加者の年齢および健康状態等を考慮して無理のない強度で実施する

(3) 教室は、有酸素運動を用いた高齢者の健康維持・向上を目的としたものであることを認識し、演技スキルの向上や団体演技としての完成度を目指した指導は行わない

(4) 「ダイヤビック」以外の健康体操等との組み合わせで全体プログラムが構成されている教室であっても、「ダイヤビック」に係るプログラムは、インストラクターの立会いの下で実施する

第6条（事務所、資機材の使用）

乙は、普及活動に係る事務のために、甲の許可を得て、甲の事務所の一部および甲が所有するパソコン、複写機、電話等の資機材を使用することができる。

2. 前項の事務所および資機材の使用に係る費用負担は、甲乙協議のうえ、覚書を交わすものとする。

第7条（教材等）

甲は、「ダイヤビック」の普及に資するために以下の教材を製作し、購入を希望する乙およびその会員に有償で販売することができる。その場合の単価は、製造原価を基本とする。

(1) ダイヤビックプログラムを収録した動画（DVD）

(2) ダイヤビックのための楽曲（CD）

2. 乙は、普及活動の記録およびインストラクター自身の教習用に限定したものを除き、甲の許可なく「ダイヤビック」に関するDVDおよびそれらに類

するものを作成してはならない。

3. 「ダイヤビック」の普及のためのリーフレット等は、甲の負担で作成する。

第8条（協議）

本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、両当事者協議のうえ決定するものとする。

平成29年10月1日

(甲) 東京都新宿区新宿一丁目34番5号
公益財団法人 ダイヤ高齢社会研究財団
常務理事 樋渡 泰典



(乙) 東京都大田区田園調布四丁目28番12号
ダイヤビックひばり会
会長 小林 繁

